

西東京市障害者基本計画(令和6年度～令和15年度)状況調査票
(令和6年度)

【評価基準】

- 「○」実施できた
「△」一部実施できた
「▲」実施したが、事業目的を達成できなかった
「×」実施できなかった
「―」該当事業なし or 当該年度の事業予定なし

	項番	施策名	内容	担当課	評価	令和6年度の取組状況、課題、評価に対するコメント等
重点事業 拡充事業	1-(4)-1	聴覚に障害のある人に対する支援	・意思疎通の円滑化を図るため、手話通訳者又は要約筆記者の派遣を実施します。 ・情報・意思疎通支援用具の購入を支援するとともに、情報取得が円滑に出来るよう、ICTを活用した機器等の対象拡大を検討します。 ・資料のリクエストや調べものについて、図書館のホームページで対応するとともに、ファクス等での対応も実施します。	障害福祉課 図書館	「○」	【障害福祉課 ○】引き続き、情報・意思疎通支援用具として購入助成を行い、情報の取得が円滑にできるように支援していきます。 【図書館 ○】引き続き、資料のリクエストや調べものについて、図書館のホームページやファクスでの対応を実施しました。
重点事業 拡充事業	1-(4)-2	視覚に障害のある人に対する支援	・身体障害者補助犬法に基づき、公共施設や公共交通機関、不特定多数が利用する民間施設において、補助犬を同伴しての利用が円滑に進むよう、法律の周知等に努めます。 ・情報・意思疎通支援用具の購入を支援するとともに、情報取得が円滑に出来るよう、ICTを活用した機器等の対象拡大を検討します。 ・市報等の「声の広報」の提供、音訳・点訳資料の作成・貸出とそれに伴う機器の貸出、大活字本やＬＳブックの貸出、対面朗読を実施するとともに、宅配サービスの拡充と、マルチメディアデジの提供を実施します。	障害福祉課 図書館	「○」	【障害福祉課 ○】引き続き、情報・意思疎通支援用具として購入助成を行い、情報の取得が円滑にできるように支援していきます。 【図書館 ○】引き続き、ハンディキャップサービスの充実を図るなかで、視覚に障害のある人に向けた録音資料、点字資料の作製と提供、弱視の人にも有効な大活字本の収集、提供に取り組みました。
重点事業	2-(3)-1	障害のある子どもを持つ保護者への支援	・障害のある子どもを持つ保護者の理解を深めるため、ペアレントメンターやピアカウンセリングを実施します。 ・発達の相談について心配な保護者等を対象に、発達理解に関する講座を実施します。 ・障害のある子どもを持つ保護者の相談に応じ、必要に応じて関係機関と連携し、保護者を支えるための相談支援を実施します。	障害福祉課 健康課 子ども家庭支援センター	「○」	【障害福祉課 ○】ペアレントメンター事業を3回開催しました。少人数での開催により、時間をかけて相談ができたため、参加者の悩みに寄り添い、丁寧な情報提供を行うことができました。また、メンターとしても自身の経験が活かされる貴重な場になりました。引き続き事業を継続して実施していきます。 ピアカウンセリングを引き続き実施しました。 【健康課 ○】児童発達支援センターひいらぎでは、専門職や有識者等による講座を実施し、支援のノウハウや障害理解を促す取組を行いました。 【子ども家庭支援センター ○】子ども・子育て家庭に関する相談を広く受け付ける相談専用電話を設けて相談事業を週6日実施し、支援が必要な場合は適切なサービスにつなげられるように関係機関と連携して対応しました。
重点事業	2-(3)-3	家族等に対するレスパイト等支援策の検討	・レスパイトの計画的な利用や緊急ショート迅速な対応のため、利用等に関する調整を図ります。 ・障害のある子どもを持つ保護者への支援体制の強化のため、重症心身障害児等在宅レスパイト事業を推進します。	障害福祉課	「○」	状況に応じたサービス利用の調整を引き続き行います。 医療的ケアや重症心身障害児・者に対し、在宅レスパイト事業の周知を継続して行います。
重点事業	2-(3)-4	ヤングケアラーに対する支援	・障害のある家族を日常的に介護等する子ども(ヤングケアラー)の早期発見に努め、子ども家庭支援センターを中心とした関係機関相互の連携により、子どもたちの学びや暮らしを支援します。	障害福祉課 子ども家庭支援センター	「○」	【障害福祉課 ○】引き続き、子ども家庭支援センターと連携し、支援を継続します。 【子ども家庭支援センター ○】要保護児童対策地域協議会の活動の一環としてヤングケアラー講座を実施し、ヤングケアラーの早期発見や対応に関する理解の促進を図りました。
重点事業	2-(3)-5	保護者をはじめとする支援者の高齢化に対する対策	・障害のある子ども・障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、地域生活支援拠点等事業の緊急保護事業と自立生活体験事業の周知と理解促進の取組を実施します。	障害福祉課	「○」	引き続き、地域生活支援拠点等事業の緊急保護事業と自立生活体験事業の周知と理解促進を進めました。
重点事業	2-(3)-6	高校等卒業後の夕方等の居場所の充実	・放課後等デイサービスからの日中活動系サービスの移行にあたっては、サービス提供時間の違いにより、家族の就労等に影響がでることがないよう、夕方時間帯の障害のある人の居場所の確保に向けた取組を進めます。	障害福祉課	「○」	夕方時間帯の障害のある人の居場所の確保に向け、地域生活支援事業の見直しについて検討を行いました。
重点事業 拡充事業	3-(3)-1	市役所における窓口対応方法の検討	・ICTを積極的に活用し、障害特性に配慮した利用しやすい対応と、手続きの負担軽減のため環境の整備に努めます。 ・市職員に対して、障害や障害のある人に対する理解の促進に努めます。 ・市役所において、行政手続きや各種相談についての通訳ができるよう、引き続き、手話通訳者を配置します。	障害福祉課 市民課	「○」	【障害福祉課 ○】市職員対象の障害者差別解消法職員研修において、障害や障害のある人に対する理解を促進しました。 【市民課 ○】ローカウンターを設置、筆談のためのコミュニケーションボードを活用する等、来庁された市民の障害特性に配慮した対応に努めています。

重点事業 拡充事業	3-(3)-2	障害特性に配慮 した情報提供	・手話や筆談・コミュニケーションボードの配備、機器による対応等、障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めます。 ・個人宛の配付物等について、ICT等を活用し、(音訳サービス、点字や音声読み上げコードの活用など)障害特性に合わせた配慮を進めます。 ・市が提供する各種情報について、音訳サービス、点字や音声読み上げコードの活用、わかりやすい言葉づかいや図・絵等の活用など、障害特性に合わせた配慮を進めます。	障害福祉課 図書館	「○」	【障害福祉課 ○】月に一回の手話通訳者の配置や、集音器を整備し障害特性に配慮したより利用しやすい対応に努めました。 【図書館 ○】引き続き、市報、市議会だより等の市発行の広報物について音声版の作製、配布や、各課の依頼に基づき発行物の音声版の作製協力を行いました。
重点事業 拡充事業	3-(3)-3	アクセシビリティ の確保・維持・向上	・ICTを積極的に活用し、障害に応じた情報取得が円滑に出来るよう、情報補償の制度の充実を進めます。 ・誰もがより快適にホームページの閲覧を行えるよう、総務省が作成した「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮したホームページの運営に努めます。	障害福祉課 秘書広報課	「○」	【障害福祉課 ○】快適にホームページの閲覧を行えるよう、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮したホームページの運営に努めました。 【秘書広報課 ○】読み手の立場に立ったページ作りを推進するため、庁内研修を通じてユーザビリティやアクセシビリティの重要性を周知したほか、Webページの作成スキルの向上を図り、全庁的にアクセシビリティに配慮した運営ができるように努めました。
重点事業	3-(3)-4	投票しやすい環 境の整備	・引き続き、郵便による不在者投票制度、代理投票制度、点字投票制度(投票における配慮)を実施するとともに、障害の有無に関わらず投票しやすい環境に向けた整備を検討します。	選挙管理委員会 事務局	「○」	郵便等投票制度の対象とならない方には移動支援事業への相談を案内しています。 また、投票所に設置しているスロープの点検を行い、段差等不具合の解消に努めました。 その他にも、投票事務従事者への説明会で、コミュニケーションボードの活用方法等の説明を行っています。
重点事業	3-(4)-3	歩行環境の整備	・道路の新設・改良工事を実施する際は、障害のある人や高齢者、妊産婦など、すべての市民が安全に通行できるよう、歩道の段差解消や歩車道の分離を計画し、歩行者環境の整備を進めます。 ・視覚障害者誘導用の点字ブロック等の視覚障害者の安全性及び利便性を向上させる設備について、利用状況等を把握しながら、計画的な整備に努めます。	道路課	「○」	道路整備計画に基づき、歩道が設置されている道路(市道115号線の一部)において、歩道のバリアフリー化を目的とした視覚障害者誘導用ブロックを追加設置しました。
重点事業 拡充事業	3-(4)-4	障害のある人の 移動しやすい環 境の整備	・障害のある人の社会参加と社会活動圏の拡大を図るため、サービスの利用実績を把握しながら、NPO法人等、民間移送業者による移送サービスについて、安全の確保及び乗客の利便性の確保を進めます。 ・障害のある人の移動について、生活等に応じてサービスを選択できるように、サービス提供体制の検討を進めます。 ・一般の交通機関の利用が困難な身体障害者に対して、運転免許を取得するための費用の一部助成を引き続き実施します。 ・身体に障害がある人が、就労等に伴い、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある場合にその費用の一部補助を実施します。 ・引き続き、在宅心身障害者の移動に関する経済的な負担軽減を実施します。	障害福祉課	「○」	引き続き、障害福祉課所管の「自動車燃料費の助成」、「タクシー利用券の交付」、「自動車運転教習費用の補助・自動車改造費の助成」を実施しています。
重点事業 拡充事業	3-(4)-5	誰もが利用しや すい交通体系の 整備・充実に向 けた整備	・公共交通機関、民間タクシー、福祉有償運送を含め、障害のある人や高齢者など、誰もが便利に移動でき、安全・安心して利用できる交通体系の整備・充実を総合的に検討します。	障害福祉課 交通課	「○」	【障害福祉課 ○】福祉有償運送を推進し、障害者にとって利用しやすいサービスが提供されるよう検討を行いました。 【交通課 ○】はなバスを含む市内における公共交通を持続可能なものにするため、必要に応じて地域内の公共交通事業者と協議し、運行水準の維持に努めました。また、公共交通空白地域解消を目的とした新たな移動手段の導入に向けた取組として、令和7年度以降に行う実証運行について地域公共交通会議における協議を進めました。
重点事業 拡充事業	3-(4)-10	避難行動要支援 者個別避難計画 の作成・災害時 要援護者登録制 度の推進	・避難行動要支援者を対象とした避難行動要支援者個別避難計画や、災害時要援護者登録制度を推進します。 ・地域の実情を勘案しつつ、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策の検討を行います。 ・より具体的な個別避難計画を作成するため、居宅介護支援事業所等福祉事業所へ作成委託を行います。 ・保健所や相談支援事業所等と協力し、災害時個別支援計画等の策定を進めます。 ・避難支援等関係者と連携し、災害時における安全対策やその心身の状況に応じた適切な対策を検討します。	障害福祉課 危機管理課 高齢者支援課	「○」	【障害福祉課 ○】24時間人工呼吸器使用者の災害時個別支援計画の策定を引き続き実施しました。 【危機管理課 ○】木造住宅密集地域に居住する避難行動要支援者を優先的に個別避難計画の作成が必要である方とし、木造住宅密集地域周辺の居宅介護支援事業所を訪問して説明し、計画作成の推進に努めました。また、避難行動要支援者に対して、例年送付している通知と合わせて個別避難計画記入用紙を同封することで、計画提出の促進に努めました。 【高齢者支援課 ○】避難行動要支援者名簿を、災害発生時等に活用するため、地域包括支援センターと共有しています。
重点事業 拡充事業	3-(4)-11	防災訓練の充実	・総合防災訓練等の実施にあたっては、訓練項目の中に要配慮者に対する震災対策訓練を取り入れるなど、防災行動力の向上に努めます。 ・総合防災訓練等の実施にあたっては、市内事業所等を通じて参加を広く呼びかけます。	障害福祉課 危機管理課	「○」	【障害福祉課 ○】福祉避難施設における避難手順等の見直しを行うなど、要配慮者に対する防災行動力の向上に努めました。 【危機管理課 ○】聴覚障害者団体や登録手話通訳者の会などに参加いただき、被支援者・支援者双方の対応内容について、周知することができました。
重点事業	3-(4)-12	社会福祉施設等 と地域の連携	・施設入所者等の迅速な避難のため、ハザードマップを活用した、避難確保計画の作成と更新を進めます。 ・地域の防災市民組織を相互協力の対象とするだけでなく、近隣住民の理解を得るよう努めます。 ・福祉事業所と要配慮者を対象とした施設利用に関する協定の締結に向けて、担当課と連携し調整を進めます。	障害福祉課 危機管理課	「○」	【障害福祉課 ○】随時更新されるハザードマップの更新に伴い、障害者支援施設に対して、災害時に備えた避難計画の更新を促しました。 福祉事業所と要配慮者を対象とした施設利用に関する協定の締結に向けて、危機管理課、高齢者支援課と連携し、検討を行いました。 【危機管理課 ○】災害時個別支援計画の作成と対象者の把握に努めました。

重点事業	3-(4)-13	緊急時の医療等の体制の整備	・緊急時の透析患者・在宅難病者等専門医療を必要とする患者への対応として、東京都や多摩小平保健所等の関係機関及び近隣県との連携により、医療体制の整備等を多角的に研究・検討します。 ・災害時個別支援計画の作成を通じて、緊急時の医療体制について多摩小平保健所と話し合いを実施します。	障害福祉課 危機管理課 健康課	「○」	【障害福祉課 ○】緊急時の医療体制について多摩小平保健所、危機管理課と話し合いを行いました。 【危機管理課 ○】多摩小平保健所と連携し、在宅人工呼吸器使用者の発災時の対応方法について検討を行いました。 【健康課 ○】西東京市地域防災計画や班別災害対応マニュアルを確認し、対応について検討しました。
重点事業	3-(4)-14	災害発生時の避難経路や避難先での安全・安心の確保	・災害発生時の避難経路の安全性を確保するとともに、移動困難者の移動手段の確保に努めます。 ・避難先でのバリアフリー化の確認・整備を行うとともに、障害特性等に配慮し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難所の充実を検討します。 ・歩行者空間のバリアフリー化を促進することで、避難経路の安全性の確保に努めます。 ・医療的ケアを必要とするケースについて、関係機関と連携するとともに、当事者や保護者へ正確な情報提供の仕組みの検討に努めます。 ・関係課が連携し、障害のある人等が安心して避難生活を送ることができる福祉避難施設の充実を検討します。 ・利用登録をした人に、市内の防災・防犯に関する情報を携帯電話やパソコンにメールで配信する、「安全・安心いーなメール」配信サービスを実施します。	障害福祉課 危機管理課 健康課 道路課	「○」	【障害福祉課 ○】多摩小平保健所と連携して災害時の個別支援計画を作成し、具体的な対応について検討しました。 【危機管理課 ○】避難所となる各小中学校において、障害者等にも配慮した運営ができるように、アクションカードの作成に向けた検討に取り組みしました。 【健康課 ○】児童発達支援センターひいらぎでは、様々な災害発生時の安全確保について想定して訓練を行っています。 【道路課 ○】災害発生時における道路の安全を確保するために必要な対応として、防災訓練に参加し関係部署や団体との連携を図ることができました。